

平成 29 年度社会福祉法人さくら園事業計画について

平成 29 年 3 月 29 日提出

社会福祉法人さくら園 理事長 五十嵐團治

平成 29 年度社会福祉法人さくら園事業計画

1 基本方針

社会福祉法が抜本的に改正された。大きく次の 4 項目に整理される。①事業運営の透明性の向上、②経営組織のガバナンスの強化、③財務規律の強化、④地域における公益的取組みであり、平成 29 年度からすべての項目が実施される。

さくら園は、平成 28 年度に所定の手続きを経て、新たな組織体制の下、これらの項目に立脚して、あくまで障がい者優先の理念のもと、当事者の要望、要請に即して事業を展開していく。

現在の障がい福祉の課題は、自立に直結する就労の促進と重度障がい者が地域社会で暮らせる環境の整備にある。このため、平成 29 年度は、工房においては利用者の一般就労と重度障がい者の受入れを進めるとともに、地域生活支援の観点からは直江津地区にさくら園として 7 か所目のグループホームを新設する。

障がい者就労に関しては、障害者就業・生活支援センターさくらの労働局委託事業のケースワーカーを 2 人増員する。1 人は精神障がい者の雇用促進・安定を図るもので、もう 1 人は職場定着の主任ワーカーである。

また、施設・機関の適正・的確な管理運営を維持するためには、組織の指揮系統及び責任の所在を明確にする必要があるため、新年度から次長制を導入し組織職制の強化を図る。次長は管理職としての役割を果たすとともに、将来の管理者を目指す訓練期間にも位置付けられる。

利用者増加への対応及び使い勝手の良い環境整備は、利用者の安全・安心な活動の前提である。29 年度は、つばき工房でトイレを増設、南さくら工房で冷暖房設備を更新するほか、全体的に施設・設備の改善に取り組む。一方、職員の技術力アップやこころの安定は、直接支援を受ける利用者にとって極めて大きな要素である。このため、専門技能の醸成等職員の資質向上に努めるとともに、ストレス軽減に向けた業務改善を進めることとする。

## 2 事業実施内容

### (1) 障害福祉サービス事業の経営

29年度は、さくら園全体で、放課後等デイを除いて、定員 172 人のところ利用契約者は 217 人の見込みである。

各工房は、28年度同様にそれぞれの特性・特質を生かした個別具体的な目標を設定して支援する。就労訓練実施工房は、就労プログラム及び生活プログラムを通して利用者が実践的な就労・生活スキルを身に付けることを目指し、引き続き就労の実現に努める。生活介護を実施する南さくら工房及び居多さくら工房は、新たに視覚障がい者を受け入れる。特に南さくら工房では、重度視覚障がい者の受入れのため、その人の在学中に数回に亘り実習を繰り返した。

- ① さくら工房 ……定員 38 人 (利用契約 42 人)
- ② つばき工房 ……定員 35 人 (利用契約 43 人)
- ③ 北さくら工房 ……定員 40 人 (利用契約 44 人)
- ④ 南さくら工房 ……定員 35 人 (利用契約 53 人)
- 放課後等デイ ……定員 5 人 (利用契約 16 人)
- ⑤ 居多さくら工房 ……定員 24 人 (利用契約 35 人)

### (2) グループホームの経営

平成 28 年度の国の補正予算を受けて、29年度継続事業として「さくらホーム直」の新築が採択された。借地 280 m<sup>2</sup>に、定員 5 人とショートステイ 1 室の木造平屋建 163 m<sup>2</sup>を新築するものだが、当初からスプリンクラーを設置するほか、バリアフリー仕様のホームである。開設は 29 年 10 月乃至 11 月を見込んでいる。

スプリンクラー未設置のさくらホーム「五智」及び「陽」については、30 年度以降順次設置する予定である。

入居者が、社会で自立して生活を営むためには、近隣住民の協力を仰がなければならないが、自らも地元町内の一員であることを自覚し、その役割を果たしていくことが求められるため、積極的に地域活動に参加していく。

- ① さくらホーム五智 ……定員 6 人 (入居 6 人)  
一般就労 1 人、北さくら工房利用 5 人
- ② さくらホーム寺町 ……定員 5 人 (入居 5 人)  
さくら工房利用 1 人、北さくら工房利用 2 人、  
南さくら工房利用 1 人、居多さくら工房利用 1 人
- ③ さくらの家 ……定員 11 人 (入居 11 人)  
一般就労 4 人、さくら工房利用 6 人、つばき工房利用 1 人
- ④ つばきの家 ……定員 10 人 (入居 10 人)  
一般就労 5 人、つばき工房利用 2 人、北さくら工房 1 人、  
在宅 2 人

⑤ さくらホーム朋・・・定員 6 人（入居 6 人）

さくら工房利用 2 人、北さくら工房利用 1 人、  
南さくら工房利用 1 人、つばき工房利用 1 人、  
居多さくら工房利用 1 人

⑥ さくらホーム陽・・・定員 5 人（入居 5 人）

一般就労 2 人、さくら工房利用 1 人、  
つばき工房利用 1 人、北さくら工房利用 1 人

(3) ショートステイ（平成 25 年 4 月開設）

さくらホーム陽に 1 室付設。訓練的利用及び緊急的利用の両面について対処している。

29 年 10 月乃至 11 月にさくらホーム直に 1 室開設する結果、高田地区、直江津地区にそれぞれ 1 か所となり、より多くの要望に応えることが可能となる。

(4) 障がい者支援（さくら園障がい者支援室）

ア 障害者就業・生活支援センターさくら（平成 19 年 4 月開設）

28 年 6 月の障害者雇用率は次のとおりであり、いずれも前年度を上回った。

全国 1.92%（1.88%）、新潟県 1.93%（1.85%）、上越管内 1.94%（1.85%）

（ ）は 27 年度

特に上越管内は約 0.1 ポイント改善された。これは、障がい者雇用に対する企業の理解が深まった結果であるが、障害者就業・生活支援センターさくらやハローワーク等関係機関の努力が実を結んだものといえる。

29 年度の支援センターさくらは、精神障がい者担当のケースワーカーの配置が認められたこと、また職場定着を重視する観点から主任職場定着支援ケースワーカーの配置が認められたことに伴い、労働局委託事業 6 人、新潟県委託事業 1 人及び上越市委託事業 1 人を合わせて、8 人態勢で臨む。

ジョブコーチについては、訓練支援の現場と障がい者雇用事業所を直接的に連携させるため、対外窓口は支援センターとしつつ、実務は工房の直接支援職員が行う。

イ 相談センターさくら（平成 25 年 4 月開設）

上越市内の相談機関は、社団法人が設置する基幹相談センターのほかに社会福祉法人が設置する 9 か所の相談センターがある。

これまでは、相談業務に精通した管理職と 6 時間勤務の非常勤職員で業務に対応してきたが、さくら園の施設利用者のほか他法人施設利用者の需要も増加している。これに応えるため 29 年度は行政での相談業務経験者を配置して、常勤の専門職員 2 人態勢を整える。

(5) 利用者工賃の確保

工賃は障がい者の経済的自立の重要な要素であるとともに、利用者にとっ

て自らの力で稼いだお金だという達成感と就労に向けた日々の励みにつながっている。

各工房は、それぞれ新たな分野を開拓するなど努力を通じて幅広く作業を展開しているが、工賃の増額には至っていない。

こうした中、さくら工房が28年度、上越市の農福連携モデル事業で農事組合法人から稲の苗箱洗浄を請け負ったこと、つばき工房が27年度から農作業受託を始め28年度には農事組合法人と市内醸造会社の除草作業を請け負ったこと、北さくら工房が市内農家のもみ殻袋詰め作業を請け負ったことなど、農作業の受託を拡張した。今後は農福連携を進める中で農業分野の比重を高めていきたい。

#### (6) 送迎の実施

リフト付きマイクロバス1台、普通マイクロバス1台、15人乗りワゴン車1台と8人乗りワゴン車2台の合わせて5台のほか、各工房個別に行っている重度利用者送迎等を合わせて、約100人に対して送迎サービスを実施する。

#### (7) 一般就労（就職）支援

28年度はつばき工房1人、北さくら工房1人、合わせて2人の就労を実現したほか、さくら工房で雇用を前提に実習に入る利用者が1人いるが、27年度の実績が6人だったことに比べて大幅に減少した。上越管内の雇用率がアップした中でさくら園の雇用実績が伸びなかった理由には、上越管内の伸びが主として精神障がい者の雇用であったところ、知的障がい者の利用が多いさくら園には当てはまらなかったものと受け止めている。

29年度は、支援センターや職業センター、ハローワーク等関係機関と連携し企業と就労者に職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用を勧めるとともに、上越商工会議所や各地域の商工会、農業者との関係を構築するなど、広範囲に働きかけていく。

#### (8) 児童の放課後等利用支援

特別支援学校等に在学中の児童・生徒の放課後や長期休暇中の日中活動を支援する。南さくら工房は定員5人の放課後等デイサービス事業を実施、その他の工房は上越市地域生活支援事業（日中一時支援事業）を実施する。

#### (9) 虐待防止等への取組み

毎日の支援において不適切や間違った対処が利用者のストレスを増加させ、結果として虐待に繋がることが指摘されている。このため、昨年6月から8月にかけて、全職員が、上越教育大学の加藤教授から強度行動障害及び自閉症に対する適正な対処について学んだ。

28年度は虐待案件はなかったが、29年度も専門カリキュラムを実施するなど、絶対に虐待行為を起こさないために、継続して資質向上に努めていく。

苦情解決に関して、28年度は1案件提起されたが、個別送迎車両の故障と入替

に関するもので、利用者への直接支援に対する苦情はなかった。29年度も利用者の納得が得られる支援を目指すこととする。

#### (10) 安全・安心の施設運営

昨年7月に発生した相模原市の津久井やまゆり園の惨劇は、社会に大きな波紋を投げかけたが、特に障がい福祉関係者にとって、犯人がその施設職員だったことから衝撃は図り知れなかった。さくら園は、早速各施設の現状を点検し、防犯防具・器具の配備など必要な不審者対策を行ったところであるが、防犯は何よりも職員個々の日ごろの意識が大前提である。

同様に利用者と自らの安全安心な環境を確保することも重要な事柄である。施設・設備については毎日的確にチェックし必要な改善を行うこととする。「重大事故の根絶は、小さな事故を減らすこと、ヒヤリ・ハットの状態をなくしていくこと」にある。このことを、職員一人ひとりがしっかりと意識し行動する。

#### (11) 職員の能力向上

障がい者の施設利用は行政や施設側が決定するものではなく、利用者側が選択するものである。さくら園の29年4月の新規利用者は12人であるが、特別支援学校新卒者の全体からみれば決して多いとは言えない。選んでもらえる施設であり信頼される法人であるためには、常に提供サービスの向上に努め、ニーズに適合した支援を用意しなければならない。そのためには、管理職員をはじめ、常勤職員、パート職員を問わず、それぞれが能力向上に努め、全体のレベルを高めることが不可欠である。社会福祉士資格、精神保健福祉士資格及び介護福祉士資格の取得、又は就労促進ノウハウや発達障害対処のノウハウなどを広く習得するため、積極的に各分野の専門研修を受講させていく。

#### (12) 福祉避難所設置への協力

上越市は先に市内40法人と協定を結び、重度障がい者等要配慮者のための福祉避難所を指定した。市の説明によれば、避難期間は1週間程度とのことなので工房の利用に大きな支障はないと判断し、11施設中8施設(受入れ50人)を提供した。これは、社会福祉法人の公益的社会貢献の一環として、上越市の福祉行政に協力するためのさくら園の積極的な取組みである。

さくら工房、さくらの家、つばきの家	22人(本人11人、介助者11人)
北さくら工房	3人(本人1人、介助者2人)
南さくら工房	15人(本人7人、介助者8人)
居多さくら工房	6人(本人3人、介助者3人)
さくらホーム朋、さくらホーム陽	4人(本人2人、介助者2人)